平成３０年（フ）第１７１号
横浜市西区霞ケ丘41番地６　メゾン・ド・セヴェール・パートⅢ　201号
債務者　中村　弘子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８１号
横浜市西区平沼２丁目５番１―203号
債務者　須釜　　亮
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第８号
東京都立川市上砂町３丁目11番地の21
債務者　鈴木　千鶴
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４０４号
東京都あきる野市草花1393番地１松屋コーポＡ号棟201号
債務者　石黒　麻里（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４５号
静岡県浜松市東区小池町60番地市営鷺の宮団地松１―304号室
債務者　星野　　静（旧姓内西）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２９年（フ）第８９０号
福岡市中央区今川２丁目６番29―303号
破産者　廣島美智子
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６９８号
東京都練馬区石神井町６丁目32―12―101
破産者　鈴木満智子
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９６２号
東京都豊島区南大塚１丁目10番15号
破産者　株式会社ティエイチ
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９６３号
東京都豊島区南大塚２丁目25―17―905、開始決定時の住所東京都豊島区南大塚１丁目10―15
破産者　高田　章一
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９８９号
東京都世田谷区上野毛２丁目５―21―303
破産者　鈴木　義浩
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５７３号
東京都東久留米市学園町２丁目13番14号
破産者　有限会社ラブームス
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５７５号
東京都世田谷区深沢３丁目８―13
破産者　網野　栄作
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９５０号
東京都八王子市東浅川町700―11―101
破産者　宮本　宏昭
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０１０号
東京都練馬区早宮３丁目18―13
破産者　輿石　剛志
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０３０号
東京都荒川区荒川５丁目４―２―602
破産者　泉　みゆき（旧姓小林）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０３１号
東京都江東区東砂３丁目20―21―109
破産者　目黒　澄夫
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１５８号
東京都品川区北品川１丁目５－１―805
破産者　樋口　智佳（旧姓水野）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２２８号
東京都世田谷区喜多見９丁目10―12―206
破産者　秋元　高志
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２２９号
東京都世田谷区喜多見９丁目10―12―206
破産者　秋元　ふみ（旧姓田島）
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部